

公益社団法人日本金属学会 特別功労賞規程

(規程の目的)

第1条 この法人の表彰・奨励事業のうち、特別功労賞に係る事業の運用を公正かつ適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

(賞の名称)

第2条 この賞の名称は、公益社団法人日本金属学会特別功労賞とする。
2 賞の名称を変更する場合には、理事会の決議を要する。

(事業の目的)

第3条 この賞は、この法人の運営等につき特別の功労のあった者に授賞することを目的とする。

(費用と収益)

第4条 この賞の費用は、この法人の表彰・奨励事業収益で賄う。
2 前項で費用を賄えない場合は、この法人の公益目的事業共通収益で賄う。
3 前2項で費用を賄えない場合は、この法人の法人会計収益で賄う。
4 前3項で賄えない場合は、この賞の事業を縮小する。

(会計)

第5条 この賞の事業に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。
2 前項の予算及び決算は、この法人の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。
3 前2項に拘わらず、10万円以下の少額の費用については、予算の計上を省略することができる。但しこの場合においても正味財産増減計算書には記載しなければならない。

(事業の運営組織)

第6条 この賞の事業は、理事会の決議により、特別功労賞選考委員会（以下委員会という。）を設置して、運営する。
2 委員会の委員長は、企画委員会の委員長がつとめる。
3 委員会の委員は、企画委員会の委員とする。
4 前項において、理事会の決議を経て、この法人の会員以外も委員とすることができる。
5 この賞の候補者と特別な関係がある者は、委員になることができない。

(委員会の業務の内容)

第7条 この賞に係る業務は次のものとする。
(1) 候補者の推薦に係る業務
(2) 選考に係る業務
(3) 授賞に係る業務
(4) 結果の公表に係る業務

(候補者の推薦)

第8条 委員が、随時、委員長にこの賞の候補者を推薦する。

(選考)

第9条 前条の推薦を受けて、第6条に定める委員会が選考にあたり、受賞候補者を決定する。

2 選考結果は、委員会が各種賞検討委員会に答申し、協議する。

3 各種賞検討委員会が受賞候補者を理事会に答申し、理事会が受賞者を決定する。

(授賞)

第10条 この賞は、この法人の春期講演大会又は社員総会等の機会に授賞する。

2 授賞は賞状とする。

3 授賞内容を変更する場合は、理事会の決議を要する。

(結果の公表)

第11条 この賞の授賞の結果は、この法人の会報及びホームページに掲載する。

2 掲載事項は、受賞者名、所属及び受賞理由とする。

3 公表時期は、受賞者が授賞を承諾した後とする。

(授賞の取り消し)

第12条 授賞後に授賞対象の業績に、公益社団法人日本金属学会事業に係るミスコンダクト対応
規程に定められるミスコンダクトの認定が行われた場合には、理事会は遡って授賞を取り消す
ことができる。

2 授賞の取り消しを行った場合には、表彰状と副賞の返納を命じることができる。

3 授賞の取り消しを行った場合には、本会機関紙上に告示しなければならぬ。

(事業の終了)

第13条 この事業を財政的に継続する目処がたたなくなつた場合又は事業を継続する意義がなくなつた場合その他これらに準じる事態が生じた場合には、理事会の決議により、この事業を終了することができる。

(委員会の関与)

第14条 この規程に疑義が生じた場合は、委員会で協議する。

(規程の改廃)

第15条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第16条 この規程の運用に必要な事項は、委員会の決議により、規則に定めることができる。

附則

1. 昭和 61 年 制定、施行
2. 平成 25 年 3 月 1 日 一部改訂 法人名称変更
3. 平成 26 年 10 月 9 日 全面改訂(第 896 回理事会決議)
4. 2020 年 2 月 5 日 一部改訂(第 933 回理事会決議) 授賞の取り消し条文追加